

西宮市道路の位置の指定取消申請要領

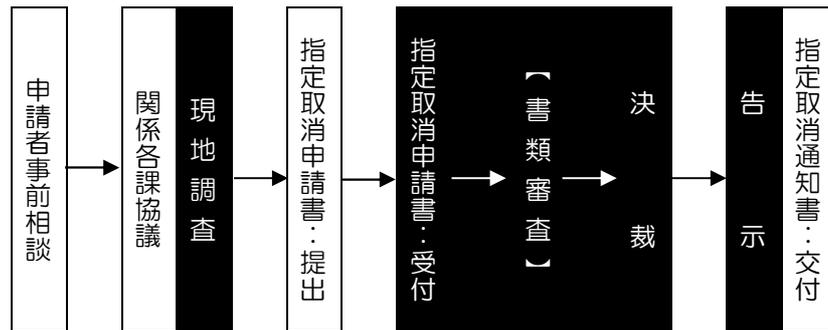
令和3年3月

西宮市都市局建築・開発指導部建築指導課
Tel 0798-35-3704

I 目的

この要領は、西宮市建築基準法施行細則（昭和46年規則第4号）第12条の2に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号（以下「法」という。））第42条第1項第5号の規定による位置指定道路の取消申請の際の指導方針を示したものであり、取消申請の円滑な運用を目的とする。

II 申請の流れ



III 留意点

私道の廃止の制限については、法第45条第1項に「私道の変更又は取消しによって、その道路に接する敷地が法第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は取消しを禁止し、又は制限することができる。」と規定されている。法は、最低の基準を定めたものであり、申請者は当私道が取消しされることにより、その道路に接する敷地の接道規定のみならず、容積率制限、北側斜線制限等の法の各条項においてに抵触することにならないよう努めるものとする。

IV 申請の手順及び手引き

1. 事前相談

取り消ししようとする道路の周辺の土地利用計画を明確にし、計画図面持参のうえ、特定行政庁へ事前相談するとともに開発・道路・下水等の関係各課の意見を聞くこと。

2. 道路の位置の指定取消申請の提出書類

(1) 添付図書

道路の位置の指定取消申請書【第23号様式】の正副各1部にそれぞれ添付。添付図書の様式は、道路の位置の指定申請書の添付図書の様式を準用する。

	添 付 図 書	備 考
①	委 任 状	代理者を定める場合
②	付 近 見 取 図	《1/2,500》
③	地 籍 図	第17号様式;指定を全て取り消す場合は指定図面の写しても可。
④	承 諾 書	第18号様式;道路部分の関係権利者全員の承諾<実印の押印が必要>
⑤	指定を取り消す道路部分の土地の登記事項証明書	発行の日から3ヶ月以内のもの。権利者の現住所と土地の登記事項証明書に記載されている住所が相違している場合、住民票抄本または住居表示証明書を添付。
⑥	指定を取り消す道路部分の土地内の権利者の一覧	開審第2号様式
⑦	印 鑑 登 録 証 明 書	指定を取り消す道路部分の土地所有者等関係権利者のもの。権利者が法人にあっては、法人の代表者の印鑑登録証明書及び資格証明書も必要(発行の日から3ヶ月以内のもの)。 原本還付はいたしません。
⑧	戸籍全部事項証明書と相続 相関図と遺産分割協議書の 写し	登記事項証明書に記載されている権利者が死亡している場合。
⑨	法定代理人・後見人の承諾 書	発行の日から3ヶ月以内のもの。権利者が未成年の場合。
⑩	公図(字限図・国土調査図 等)	土地区画整理事業施行地区内については、仮換地通知の写し。
⑪	隣接する土地の登記事項証 明書(写し可)	発行の日から3ヶ月以内のもの。権利者の現住所と土地の登記事項証明書に記載されている住所が相違している場合、住民票抄本または住居表示証明書を添付。
⑫	指定を取り消す道路部分の 隣接地の所有者の一覧	開審第3号様式
⑬	道路と隣接する土地所有者 との同意書・協議報告書等	
⑭	求 積 図 ・ 求 積 表	
⑮	そ の 他	

(2)作成要領

添付図書等	作成要領（明示事項）
付近見取図	方位・申請道路の位置（赤書）・開発区域（青書）を記入してください。
地籍図	付近見取図・道路図・標準断面図を記載し、方位は一致させてください。
	付近見取図には方位・申請道路の位置（赤書）・目標となる地物を記入してください。
	道路の延長は幅員別に記入してください。
	土地の境界は凡例の地番界・敷地界に沿って記入してください。
	土地の高低については、○書きで記入してください。また、基準点(±0)も記入してください。
	道路平面図《1/200》には、次の内容を記入してください。特に、周長については大きめの文字でお願いします。
	縮尺・方位・指定取消道路部分（赤書）・断面の切断線 残存道路の延長・幅員・周長 土地の地番界 道路部分の周囲の建築物 道路内にある電柱・ガードレール等の工作物 接続道路（名称・種別・幅員記入）・水路（名称・幅員記入）・土地の高低差・申請道路に接する擁壁 道路部分およびその隣接地の土地・建築物等の権利を有する者の氏名及び権利の種類
公図（字限図・国土調査図等）	転写場所・転写日・転写者の住所氏名を記入してください。
	申請道路の区域が一筆でない場合は、その位置を点線（赤書）で記入してください。また、北方向を上にしてください。

(3) 地籍図の書き方【凡例】

既存道路		申請する道路の位置	
境界プレート の位置		下水・側溝等	
地番界		敷地界	
地盤高さ		公共樹	
会所（雨水樹）		会所（汚水樹）	
既存建築物			

付則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

付則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

付則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。